

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第688号

2014年(平成26年)11月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2014年(平成26年)10月27日付けで諮問(第688号)された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては，判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

横浜公安調査事務所公安調査官より，破壊活動防止法第27条に基づき破壊的団体の規制に関する調査のため，市民税課で保有する原動機付自転車に係る所有者の個人情報について照会がなされた。

破壊活動防止法第27条の規定は，目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため，横浜公安調査事務所公安調査官に所有者の個人情報を目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 標識交付証明書的情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 所有者の住所・氏名・生年月日・標識番号

(イ) 原動機付自転車の主たる定置場

イ 目的外に提供する相手方
横浜公安調査事務所公安調査官

ウ 目的外提供の根拠規定
破壊活動防止法第27条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、破壊活動防止法第27条に基づくものである。

破壊活動防止法第27条は「公安調査官は、この法律による規制に関し、第三条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。」としており、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は正当な請求権を有した横浜公安調査事務所公安調査官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

この法律の目的が「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もって、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。」ものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

今回の照会の具体的な必要性について横浜公安調査事務所に問い合わせたところ、「調査対象である破壊的団体が行っているイベントに、普段は見られない本市のナンバープレートをつけた原動機付自転車が数日間停まっていた。その建物は立ち入り調査をしており、破壊的団体の施設であることは地元の間も認識しているため、破壊的団体に関係のない一般市民がそこに原動機付自転車を停めるとは考えにくい。破壊的団体の構成員特定のために該当車両の所有者情報を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、藤沢市の課税データでしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係わる個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要性があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、該当車両所有者が破壊的団体の構成員である可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行

に支障が生じることを調査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 調査関係事項照会書
- イ 標識交付証明書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり
の判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な調査権を有した横浜公安調査事務所公安調査官
によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、
「調査対象である破壊的団体が行っているイベントに、普段は見られ
ない本市のナンバープレートをつけた原動機付自転車が数日間停まっ
ていた。その建物は立ち入り調査をしており、破壊的団体の施設であ
ることは地元の間も認識しているため、破壊的団体に関係のない一
般市民がそこに原動機付自転車を停めるとは考えにくい。破壊的団体
の構成員特定のために該当車両の所有者情報を確認したい。」とのこと
である。

また、実施機関では、当該情報が藤沢市の課税データに係る個人情
報で、本件事案の調査に必要であることを確認しており、他の代替手
段が想定し難いものであるとしている。

しかしながら、本件照会については、破壊活動防止法第3条の規制
を逸脱し、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限す
るおそれがある。

よって、本件の目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ
いて

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以
上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断す
る必要がない。

以 上